第４回　集団的消費者被害回復制度等に関する研究会　議事要旨

１．日　時　平成 21 年 2 月 20 日（金）16:40～19:00
２．場　所　内閣府本府庁舎三階特別会議室
３．出席者
（委　員）
三木浩一座長、山本和彦座長代理、窪田充見委員、黒沼悦郎委員、髙田昌宏委員、中川丈久委員、長野浩三委員
（事務局）
田中国民生活局長、川口内閣官房参事官、高橋調査室長、加納消費者団体訴訟室長、廣澤参事官補佐、鈴木課長補佐
(オブザーバー)
法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局
(ヒアリング説明者)
大高友一弁護士、大村雅彦中央大学法科大学院教授

４．議　題
（１）諸外国①　アメリカ、カナダ（クラス・アクション）
（２）その他

５．議事概要
（１）事務局より、資料１－１、２に基づき、ＯＥＣＤ主要国における集団的消費者被害回復制度等について、資料２－１～９に基づき、アメリカにおけるクラス・アクションについて、資料５に基づき、クラス・アクションに関する論点について説明。大高弁護士より、資料３－１～６に基づき、アメリカにおけるクラス・アクションの運用状況について説明。大村教授より、資料４に基づき、カナダのクラス・アクションについて説明。主なやり取りは、以下のとおり。

○抽象的な損害賠償額の認定の問題は、クラス・アクションに関わらず、一般的な　問題としてもあると思う。利益剥奪に関し、イギリスでは、懲罰的損害賠償を、ある程度限定しながらも導入してうまくいっている。それをクラス・アクションに反映させ、特別法上、その種の利益を損害とみなすというような手当てが考えられるのではないか。
　また、弁護士事務所がクラス・アクションの実質的な主体となると、経営面も無視できなくなり、そこだけでは受け止めることができないのではないか。もう少し公的な性格を帯びたものが存在していないと受け止め切れないのではないかと思う。

○カナダでは公的な資金でクラス・アクションの経費を援助する仕組みがある。ただし、十分に資金があるとは言えない。

○請求額の限定は、高いか低いかという問題よりも、クラスがあるかどうかということが重要ではないか。そうであれば、金額の限定は不要ということになるのではないか。また、差押えに関して、クラス・アクションが悪徳事業者に果

たして有効か。理論的にはできるけれども、割り切ることもあるのではないか。

○アメリカでは法律上金額の制限はないが、個々の請求額が高額の場合もクラス・アクションを認めるのかという問題意識はあり、要件でいうと優位性の関係で問題となりうる。これはケース・バイ・ケースである。また、クラス・アクションでは、あまり保全手続は意識されていない。そもそも保全が必要な相手方を訴えようとは考えていないようである。

○請求額の限定については、手続保障の観点と密接な関係がある。「裁判を受ける権利」を（１）伝統的な腐った権利と捉え、保障する必要がないと説明をするのか、（２）黙示の授権があると説明するのか。いずれの場合も、当該権利を単独で行使したとしても実質上意味がない、期待できないからこそ保障する必要がないであるとか、自分で訴訟を起こすようなものでもないから通知が来たら黙示的に授権が行われたと考えてもよいのではないかという説明のような気がする。紛争の類型についても考えなくてはいけないが、請求額は、有力なメルクマールになりうるのではないかと考える。

　また、裁判所の裁量の点で、現行の破産手続のときは管財人が和解を結ぶときに破産裁判所が許可することになっている。この場合、破産裁判所は破産債権者全員の利益を代表する立場で、裁量的に、その和解が破産財団にとって有利かどうかで和解を許可する。そういう意味で、破産や信託とパラレルに考え、原告団を破産財団と同視して、それを代表する者が裁判所の監督の下に活動するものとすれば、あり得る考え方である。問題は、その際の裁判所は、原告と被告との間に中立的に立つ訴訟裁判所と非訟的意味で原告側の立場に立って裁量を発揮する役割を求められることになるように思われ、矛盾することはないか。ただ、破産や信託の類比の制度として考えていくことはあり得ることであり、「エクイティ」のようなものとして、破産裁判所の権限が広くなることから、我が国の司法制度上適当かということは今後考えてみたい。

○裁判所が２つの役割を担えるかという点であるが、クラスを認証する裁判官と和解を担当する裁判官とが別々という国もあり、制度設計の工夫の余地はある。

○オプト・アウトというのは何もしなければ効力が及ぶ、それで手続保障が十分なのかという点が問題。結局、通知が完全に機能すれば、実はオプト・アウトもオプト・インも変わらないのかもしれない。

○高額請求権の場合は自分で行使できるアクセスの保障された権利であるので、例えば広告での通知を認め、オプト・アウトできなかったからといって判決の効力を及ぼすのは問題である。行使が期待できない権利については、手続保障のレベルを下げて、クラス・アクションでの権利実現を図るのが、むしろバランスが取れているのではないか。高額請求権はオプト・インが望ましい。もちろん金額をどこで分けるかは問題である。

○オプト・アウト型の制度をとるとして、少額の請求権者の権利は害されないのに、高額の請求権者の権利は害されると考える必要はないのではないか。

○原則は授権が必要である。明確な意思表示が必要であると考えると、何故それを省略することができるのか。

○腐っていない権利は奪えないが、腐った権利であれば奪ったことにはならない、ということではないか。

○損害賠償額の認定のところであるが、アメリカの損害賠償額の認定方法はクラス・アクション独自のものなのか。思った以上に緻密に損害賠償額の認定を行っているという印象を持った。

○アメリカのクラス・アクションは、通常の訴訟と主張・立証方法に何の違いもない。ただ、アメリカには連邦と州の５１の法域あり、中にはラフにやる裁判官もいるだろう。ハート・スコット・ロディーノ法が適用された例の中には、明文で抽象性を認めたものもある。

○日本でも倒産事件で知れたる債権者には通知をするが、そうでない者には公告で済ませている。よって知れていない債権者は、結果的に配当に与れないことがあり得る。

○アメリカのクラス・アクションでは金額の制限について法律に規定はないが、要件の中で考慮する。一定の考慮要素とする制度設計はあり得るのではないか。

○現行の諸外国の併用型の制度でも、明確な基準額を定めているものはない。そこは、事件の種類に応じて、裁量の幅を大きく認めている。

○腐った権利ということに関して考えていたが、１千万円の被害を受けた消費者がいても、果たして全員が権利を行使しているのか。おそらく、権利は行使されていない。故に額が大きいからといって、腐ってないとは言えないと思う。この点も考慮する必要がある。

○被害の回復だけでなく、違法行為の抑止まで考えると、和解で終わってしまうなら、クラス・アクションを導入してもそれほど意味はない。和解を禁止するぐらいのことを考えないと実効性がないのではないか。

（３）事務局から、連絡事項。次回会合は、平成２１年３月１８日（水）１８時００分からの予定。

以上

＜配布資料一覧＞
資料１－１、２　ＯＥＣＤ主要国における集団的消費者被害回復制度等
資料２－１～９　アメリカにおけるクラス・アクションについて
資料３－１～６　大高弁護士説明資料
資料４　大村教授説明資料
資料５　クラス・アクションに関する論点

参考資料１　アメリカ連邦民事訴訟規則第２３条（和訳）
参考資料２　クラス・アクションに関する学説

※本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
※本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

［問い合わせ先］
内閣府国民生活局
消費者企画課消費者団体訴訟室
TEL：03-3581-9356